

知床半島先端部地区利用の心得（一部抜粋） （平成20年1月策定）

「利用の心得」は、平成16年12月策定の「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」に定められた利用形態である「海岸トレッキング利用」、「沿岸カヤッキング利用」、「山岳部登山利用」、「沿岸河口付近でのサケ・マス釣り利用」によって「先端部地区」に立ち入る利用者、及び「動力船による海域利用」に関し、自然保護やリスクの軽減の観点から留意すべき事項や禁止事項を定め、それを守っていただくことにより、「先端部地区」の風致景観と生態系を持続的に保全するためのものです。

利用の心得

「利用者」が「先端部地区」に立ち入る際に自然保護やリスクの軽減等の観点から留意すべき事項や禁止事項は、次のとおりとする。

1. 基本原則

（1）自然環境への配慮

「先端部地区」の原始的な自然環境が損なわれることのないよう、「利用者」は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、自然環境へのインパクトを最小限にするよう努めること。

（2）他の「利用者」への配慮

次に訪れる「利用者」に「先端部地区」ならではの静寂かつ原始的な自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さず来た時と同じ状態にすること。また、他の「利用者」の静寂かつ原始的な自然体験を損なうような行為は行わないこと。

（3）動力船による上陸禁止

動力船による「先端部地区（陸域）」への一般観光客等のレクリエーション目的の上陸利用は、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ（昭和59年）により認められていないので行わないこと。

（4）自己責任

「先端部地区」は、整備された道等の施設はないうえ、極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力及び判断力が求められ、また、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚すること。

なお、事故が発生した場合は、連絡手段や救助体制は整っておらず、莫大な費用と時間を要するだけでなく、生死にかかわる状況になることを認識すること。

（5）情報収集等

① 先端部地区の利用にあたって適用される関係法令、規則等を十分に理解・学習し、これらを遵守すること。また、事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターから、リスクの軽減に関する情報（海岸部高巻き・徒渉箇所状況、海域の岩礁・浅瀬状況、潮の干満・風波等の気象状況、観光船等他の船舶との影響回避対策等）及び利用に関する情報

(潮待ち場所等)を入手し、十分な理解・学習を行うとともに、これらに対処する技術の習得に努めること。

なお、別紙-1「自然公園法に基づく国立公園内の規制対象行為」及び別紙-2「リスクの軽減及び利用に関する情報・一覧表」を参考とすること。

- ② ガイドや遊漁船・観光船等の「事業者」は、日頃から情報の収集及び技術の習得等に努め、本「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、行動に責任を持つこと。
- ③ 最新の現地情報の把握や「利用の心得」の修正・補完に資するため、立入り「利用者」は、管理者等が行う行動に関するアンケート等の調査や、現地で得た自然環境の状態やルート等利用環境の現況等の情報提供に協力すること。

3. 特定利用形態別事項（特定の利用形態に関して守るべき事項）

(3) 沿岸カヤッキング利用に関する事項

ア. リスクの軽減

- ① 沿岸では、知床岬や斜里側ルシヤでの強烈な突風、羅臼側での変わりやすい波や風、また、濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地でもある等極めて厳しい条件下にある。従って、高度な技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② リスクの軽減に関する必要な装備を携行すること（ライフジャケット、ビルジポンプ、パドルフロート、レスキュー装備等）。
- ③ 強風や時化の影響を受けやすい知床で遭難を避けるために、常に最も陸寄りを進むこと。
- ④ 複数艇で航行する際、長い行列にならないようにし、他の船舶の航路を妨げないこと。
- ⑤ 他の船舶が近づいてきたら、狭い範囲に集まり、停船してやり過ごすこと。
- ⑥ 衝突事故防止のため、他の船舶から発見・認識されやすいよう努めること。

イ. 野生動物への配慮

- ① 野生動物の繁殖地には必要以上に接近しないこと。
- ② 海棲哺乳類（クジラ、イルカ、アザラシ等）、海鳥、猛禽類及びヒグマの生息行動に影響を与えるような接近や追い回し行為を行わないこと。

ウ. 漁業への影響回避

- ① 漁具等が設置されている場所に近づかないこと。
- ② 定置網付近には滞留せず、すみやかに通り過ぎること。
- ③ 作業中の漁船には、不用意に近づかないこと。

エ. その他

- ① 漁港施設は緊急時以外には利用しないこと。
- ② 出発地と帰着地の状況、上陸場所の適否等に関する情報について、事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに確認すること。

(5) 動力船による海域利用に関する事項

ア. 安全管理

- ① 他の船舶（漁船、シーカヤック等）との事故防止のため、航行速度、距離等に十分配慮すること。
- ② 観光船では認可を受けている航路から外れて航行しないこと。

イ. 野生動物への配慮

- ① 野生動物保護のため、海岸部へは必要以上に接近しないこと。
- ② ケイマフリの繁殖地及び生息地であるプユニ岬からエイシレド岬までの岩壁への接近を避け、沿岸から100m以上距離を取る。特に営巣地であるプユニ岬、象の鼻、岩尾別川右岸断崖及び五湖断崖へは接近しないこと。
- ③ 海鳥の繁殖地となっている鮪岩、カパールワタラ、イダシュベワタラ及びタカサラウニへの接近を避け、100m以上距離を取る。
- ④ オジロワシが止まり場として海岸の岩場を利用している場合には100m以上距離を取るなど、海棲哺乳類、海鳥、猛禽類及びヒグマ等の生息行動に影響を与えるような接近行為やクジラ類やイルカ類の追い回し行為を行わないこと。
- ⑤ 海棲哺乳類の側から接近してきた場合には、その行動を妨げないよう船の進路を変更するか、状況により減速すること。
- ⑥ 海中に鯨類の鳴音及び疑似音等鯨類の行動を錯乱させるような人工音を発しないこと。
- ⑦ 海鳥、猛禽類や岩礁に上陸している海棲哺乳類への影響を与えないよう、陸の近くを航行する場合は低速で航行すること。

ウ. 漁業への影響回避

- ① 漁具等が設置されている場所に近づかないこと。
- ② 作業中の漁船には、不用意に近づかないこと。

エ. 騒音

大音響の拡声器の使用や音楽の放送等静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為や野生動物の行動に影響を与える行為は行わないこと。

オ. その他

船からゴミ等の投棄を行わないこと。

